

センターだより

特別号 X I

平成 23(2011)年 11 月 29 日発行

次 田 市 立 教 育 セ ン タ ー

大 阪 府 吹 田 市 出 口 町 2 - 1

TEL 06-6388-1455

FAX 06-6337-5412

メール s-educ@suita.ed.jp

繋ぐ→支える→発信・リードする教育センター

今日から始める道徳教育特集 I 道徳授業のための Q & A

今年度は小学校、来年度は中学校で本格実施される新学習指導要領。その改訂のポイントのひとつに挙げられているのが「道徳教育の充実」です。各学校で道徳の全体計画を作成しているものの、具体の道徳の時間の授業をどう進めたらよいか、考えるのはなかなか難しい…。やってはいるけれど、これでいいのか今ひとつピンとこない…。そんな先生方のために、第 1 弾として、いまさら聞けない基本的なことから、実践に役立つ情報など、「今日からの道徳のための Q & A」を発信します。また第 2 弾では、道徳の授業づくりのポイントについて特集する予定です！

今さら聞けない…①

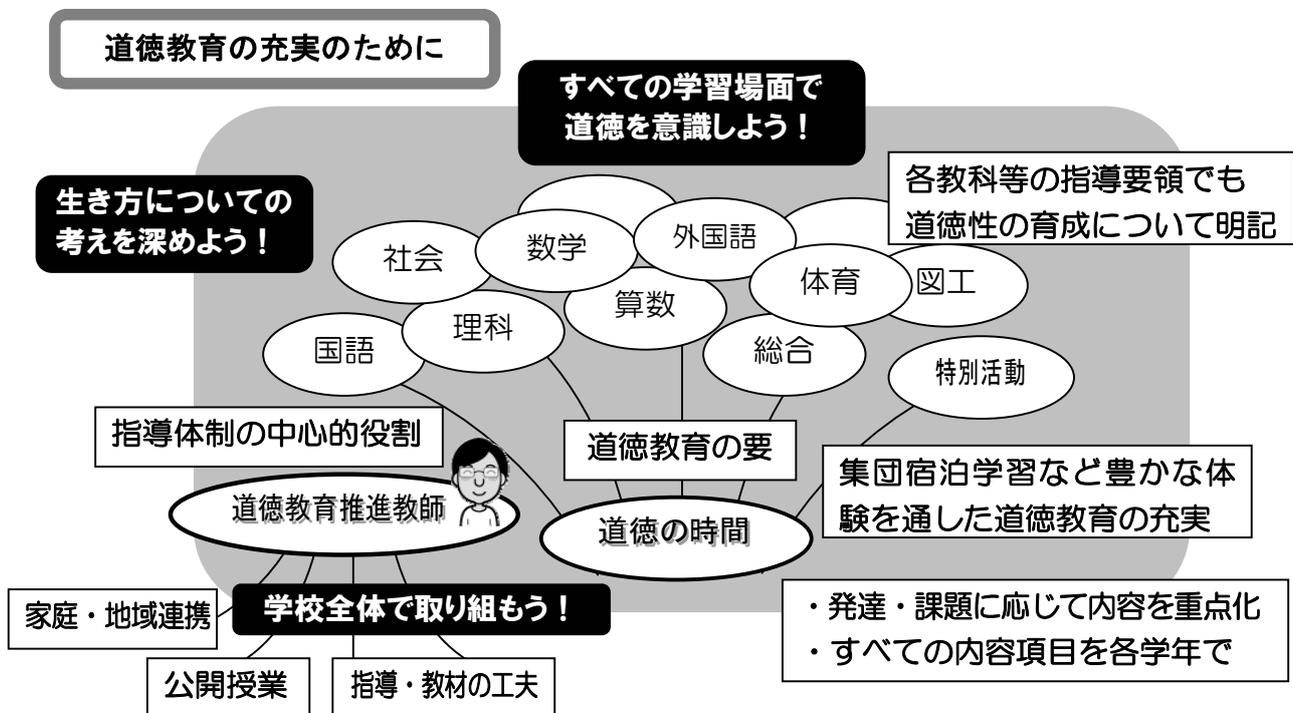


新教育課程で道徳教育はどう変わったの？

Answer

今回の教育課程の改訂では、豊かな心を育むために「道徳教育の充実」が求められています。

どのように改訂されたかを簡単に図にまとめると、以下のようになります。



改訂・改善点はたくさんありますが、特筆すべきものとして、道徳指導要領の指導計画の取扱いの中で**重点化する指導内容**を挙げていることです。[指導要領 第 3-(3)] **道徳の時間を道徳教育の要**と位置づけ、学校での活動全体で道徳性を育てていくことも明記されました。また、学校全体で道徳教育に取り組むための**道徳教育推進教師**の役割について明確に示したのも改訂の大きなポイントのひとつです。

今さら聞けない…②



道徳教育推進教師の役割ってどんなこと？

Answer

学習指導要領では、「学校では校長の方針の下、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する」とあり、以下の内容を中心として推進する役割を担います。

- ① 道徳教育の全体計画の立案・・・学校の目標、道徳教育と各教科等教育活動との関連など
 - ② 道徳教育の指導計画の立案・・・年間指導計画、各学年別・月別指導計画など
 - ③ 道徳教育に関わる校内組織、指導体制・・・推進委員会など
 - ④ 道徳教育に関わる教材の工夫・研究・・・読み物資料等の教材研究、地域教材の開発や活用など
 - ⑤ 道徳教育に関わる研修・・・研修会への参加、校内研修の企画、授業研究・公開授業の実施など
- ◆家庭や地域社会との連携・・・地域教材など保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得る
 - ◆評価に関すること・・・（道徳の時間に関して数値等による評価は行わないが）児童生徒の道徳性について、学校全体で常に実態を把握して指導に生かすよう努める。

今さら聞けない…③



内容項目ってたくさんあるけど、
学年の課題に合わせて選択してやっていいの？

Answer

学習指導要領では、低学年16項目、中学年18項目、高学年22項目、中学校24項目という内容項目を各学年ですべて取り上げること、また、Q①に書いたように子どもの発達段階や特性に応じて、指導内容の重点化を図ることが明記されています。したがって、どの項目も必ず指導しなければなりません。その上で、35時間を計画的に使い、学年や学校の課題に応じた内容を重点化して指導するようにするとよいのではないのでしょうか。

これらの内容項目を計画的に実施していくためには、学校の重点目標を設定し、それぞれの各学年の重点内容や各教科・領域との関連を明記した学校全体の道徳教育の全体計画とそれに基づいた各学年の35時間の道徳の時間の年間計画の作成が必要不可欠です。年度当初に立てられたこれら2つの計画を基にし、計画的、発展的に授業が行われるよう、全教職員で共通理解をして取り組みましょう。

今さら聞けない…④



道徳の時間ではどんなことをするの？

Answer

道徳の時間の目標には、

- 【小学校】「各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及びそれに基づいた自己の生き方についての考えを深め、道徳的实践力を育成する」
- 【中学校】「各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成する」

と、あります。

つまり各教科や学校行事等、学校の教育活動を通して実践された道徳教育に対して、読み物資料等を活用することにより、指導できなかつた内容を補ったり、深めたりすることが道徳の時間といえます。また、学習指導要領には体験活動を取り入れる等、指導の工夫について記載されていますが、道徳の時間では体験活動だけを行うのではなく、事前、事後指導などを含めた指導計画が大切となります。しかし、特定の体験活動や学習ばかりに重点を置いてばかりはいられません。Q④で述べたように、道徳の指導内容は多岐にわたるため、子どもの発達段階や特性を考慮しながら、創意工夫ある指導を計画的に進めていくことが必要です。

また、生徒指導上の問題が起こったとき、そのことへ直接的・具体的な指導を道徳の時間を使って行うことは適切ではありません。道徳の時間では将来的に発揮されるであろう目に見えない心にアプローチしていくことを目標にすることが求められます。

今さら聞けない…⑤



読み物資料での国語と道徳の時間の違いはなに？

Answer

読み物資料の中で、「登場人物の心情を考えること」のような学習活動は道徳の時間と国語の学習の共通点だと言えます。では、何が異なるのでしょうか？それは、「育むべき力＝ねらい」です。端的に言えば、道徳の時間のねらいは、「道徳的実践力」を育むことであるのに対し、国語科では、「言葉の力」を育むことがねらいです。国語では、教材を読むことが目的となりますが、道徳での資料は、目標に迫るための手段であり、学習活動のある段階で活用されるもの、必ずしも中心的な学習活動ではないと言えます。

具体的には・・・

どちらも、登場人物の心情を考えるだけでなく、

◆道徳の時間：ねらいとする道徳的価値に関わる子どもたちの感じ方・考え方を引き出すための発問
⇒自分の姿・考え方を見つめ、生き方について考える。

◇国語の時間：教材を通して、「読み取る力」を身につける。（心情・作者の意図・作品の主題等の読み方、表現の工夫を読む力）

ねらい

◆読解することが目的ではないので、内容がスムーズに読みとれるような資料の選定、資料は教師が読み聞かせる、読解を助けるため視聴覚教材・機器を活用するなど工夫が大切です。

◆道徳的価値のある国語科の教材を活用し、国語の学習と関連付けて道徳の時間にさらに深める指導を行うことや、下学年の国語教材を道徳の時間の資料として活用することも工夫の一つです。

今さら聞けない…⑥



特別活動と道徳の時間の関係を教えてください

Answer

道徳の時間の目標と特別活動の目標の間には右のような関係があり、特別活動は道徳実践力を育成する為の具体的な教育活動の場になりますし、道徳の時間は計画的に関連性を持たせた指導を行うことで、特別活動に大きな価値を与えるものとなります。

例えば「係活動を決める」ことは、特別活動として行うことです。しかし、その前提となる力を育むために

「みんなが気持ちよく暮らせるクラス」について資料を使って考えたり、行事を行うときにみんなが楽しめるためのルールや工夫を考えたりすることは道徳の時間の指導として行うことができます。また、旅行・宿泊的行事では、事前学習で自然や文化などに親しむことや、公衆道徳などについて学ぶこともできるでしょう。

特別活動そのものが道徳教育になるのではなく、相互を計画的に関連させることで、子どもたちは、具体的な活動場面で「道徳の時間に学んだのはこういうことだったのか。」と体感できます。そのときに、共通した目標である「自己の(人間としての)生き方についても考えを深める」ことができるのです。

特活

道徳の時間

- ・調和のとれた発達と個性の伸長
- ・自主的、実践的な態度の育成
- ・生き方についての自覚と、自己を生かす能力の養成

人間としての生き方についても考えを深める

道徳的価値の自覚についての考えを深め、道徳的実践力を育成する

今さら聞けない…⑦



幼稚園の道徳って？
小学校と どうつながっているの？

Answer

幼稚園では各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培います。

幼児期は、他者とのかかわりの中で様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期です。また、幼児同士が互いに自分の思いを主張し合い折り合いを付ける体験を重ねることを通して、きまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期でもあります。それらの発達の特性を踏まえ、幼稚園では、好ましい道徳的な判断力や善悪に対する好悪の感情の基礎となる道徳性の芽生えが培われるよう、日々の生活の中で繰り返し丁寧に指導しています。

そして、そのことが、小学校の「道徳」の時間の目標である道徳的実践力につながっていきます。

※幼稚園の領域とは…心身の健康に関する「健康」、人とのかかわりに関する「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する「環境」、言葉の獲得に関する「言葉」、感性と表現に関する「表現」



道徳の授業づくりの参考資料を、いくつか紹介します。

文部科学省ホームページ

「心のノート」小学校の低・中・高学年、中学校の心のノートがダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/07020611/020.htm

「小学校道徳 読み物資料集」小学校の読み物資料がダウンロードできます。(中学校は作成中)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1303863.htm

「情報モラル指導ポータルサイトーやってみよう情報モラル教育ー」(H19)

情報モラルの総合サイトです。ねらいからカリキュラム、実践例まで幅広くサポートしてくれます。

<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>

大阪府教育委員会ホームページ

『「私たちからはじめるメッセージ 心と心をむすぼう」ーいじめ対応プログラム実践事例集ー』(H20)
平成19年に府が作成した「いじめ対応プログラム」を活用した実践事例集です。

<http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimetaioujissen.html>

吹田市立教育センターホームページ

「知恵の泉」吹田の先生方が実践した様々な教科・領域の指導案がダウンロードできます。

<http://search.suita.ed.jp/logon.aspx?ReturnUrl=%2findex.htm>

※このほか、全国の教育センターのホームページでは、道徳の実践例などをアップしているところもあります。是非、一度検索してみてください。

冊子など

冊子としては、「人権教育読本『にんげん』ひとシリーズ」と吹田市の副読本のほかにも、いろいろな出版社などから読み物教材として出版されています。また、童話・絵本などを活用することもできます。また、文部科学省からは「道徳教育推進指導資料(読み物資料) 第1集～第7集」「心のノート」を生かした道徳教育の展開ー『心のノート』活用事例集ー」「心に響き、共に未来を拓く道徳教育の展開(小学校・中学校)」などが出版されています。

注意！

そのコピー、大丈夫？！

他人が作成した文章・写真・音楽等を使用する際には、著作権者の許可を得る必要がありますが、学校においては、その公共性の高さから著作権者の許可を得ることなく自由に利用することができる場合もあります。しかし、中には例外もありますので、今回は著作権の侵害となるケースを例に挙げました。

- 教員がソフトウェア等を児童・生徒が使用する複数のパソコンにコピーする。
- 教員や児童・生徒が販売用のドリル教材等をコピーして配布する。
- 教員が道徳の副読本等を使用する数を購入せずに、児童・生徒にコピーして配付する。
- 小説の感想文の結論部分に、雑誌に載っている他人の文章をそのまま使う。

※著作権に関しては会社等により判断が異なる場合も多いですので、迷った場合は確認することが大切です。

文化庁著作権課「学校における教育活動と著作権」より抜粋